

平成22年 5月24日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19530061
 研究課題名（和文） 競争秩序と消費者—消費者の目線に立った実効的市場ガバナンス制度の構築—
 研究課題名（英文） Competitive Order and Consumer Law

研究代表者
 池田 清治（IKEDA SEIJI）
 北海道大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：20212772

研究成果の概要（和文）：本研究は、競争秩序と消費者との関係について検討することを目的とし、具体的には、商品の特性に応じた規制方法、損害賠償の機能、規制の主体（消費者及び消費者団体）、という3つのテーマに則して検討を進めた。そして、消費商品と投資商品とは異なった規制をすべきこと、損害賠償の実際の機能は多様であること、消費者個人のする差止請求については慎重な態度が求められるべきこと、という結論に至った。

研究成果の概要（英文）：This research posits the study of the relationship between competitive order and consumer law as its theme of investigation and in more concrete terms aims to look into the three subjects of regulative system corresponding with characteristics of goods, functions of liability for damage and the subject of regulations (consumers including consumer groups). This study resulted in producing the following. The necessity of implementing differing regulations for consumer goods and investment operation, the need for a wide variety of actual functions of damages and the demand for cautious attitudes regarding injunction by consumers.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：消費者、団体訴訟

1. 研究開始当初の背景

(1) 現代社会において、消費生活は市場を抜きにして考えることができず、消費者は常に市場（＝競争秩序）と関わりを持っている。

そのため、消費者の目線に立った市場規制を構築することは、現代の法律学が抱える喫緊の課題となっており、これが本研究の背景でもあった。

(2) ところで、従来、市場規制は行政が担っており、消費者はその保護を受ける受動的な立場にあった。消費者「保護」基本法という名前が示すとおり、消費者は保護の客体として意識されるに過ぎなかった。しかし、消費者が権利を持った能動的な主体として認識されるようになった結果、消費者保護基本法は消費者基本法と改称され、また消費者団体も社会的な責務を負う存在として、同法において明確な位置づけを与えられた（同法 8 条）。本研究は、このような動向を踏まえたうえ、消費者ないし消費者団体が市場において果たすべき役割について、比較法的考察も交えつつ、特に民事法の観点からアプローチし、実効的な市場ガバナンス制度を構築しようと試みた。

2. 研究の目的

(1) このような観点から、従前の研究状況をながめるなら、以下の 3 つの点において不十分であると考えられたので、本研究では特にこれらの 3 点について考察を深めた。

(2) 第 1 は差止請求についてであり、確かに消費者契約法の改正により、不当な勧誘行為と不当条項の使用について、消費者団体による差止請求が認められるに至った。しかし、たとえば消費商品と投資商品とでは、後者には前者に見られない規制（不招請勧誘や適合性の原則）があることから分かるように、規制のあり方がかなり異なっており、この相違点の背景を探ることを第 1 の課題とした。

(3) 第 2 は損害賠償請求についてであり、被害者たる個々の消費者が損害賠償請求権を持つのは当然だが、たとえば消費者団体が固有の損害賠償請求権を持つか否か、またもし持つとして、それはいかなる機能を持つべきものであるかを考究することを第 2 の課題とした。

(4) 第 3 は請求の主体の問題であり、消費者契約法の改正では、消費者団体を消費者全体の利益を擁護する存在と位置づけ、差止請求を認めたが、消費者個人にそのような請求権は認められなかった。そして、当該消費者個人の利益のみを考えるなら、契約ないし契約条項の無効を主張するだけで十分であるが、消費者の目線に立った市場規制を実効あらしめようとするなら、消費者個人にも差止請求を認める選択肢もありうるはずである。

そこで、その適否についても検討することとした。

3. 研究の方法

(1) 研究の手法としては、以下の 3 点を心がけた。すなわち、

第 1 は、「総合性」であり、従前の研究が暗黙のうちに特定の商品を想定しつつ、検討を進めることが多かったのに対し、本研究では消費者と商品との関係性に着目し、商品特性に応じた規制のあり方を「意識的に」探求することとした。

第 2 は、「分野横断性」であり、競争法や刑事法にも視野を広げ、そこで得られた知見をもとに、各制度の目的や機能分担のあり方を探るようにした。

第 3 は、「比較法的実証性」であり、ヨーロッパ諸国の法制度を参照しつつ、考察を進めることにした。

(2) 次に研究の発信方法についても工夫した。すなわち、

第 1 に、学術的研究として、専門雑誌等に論文を発表するとともに、日本私法学会のシンポジウムにおいて報告をし、質疑を行った。

第 2 に、社会実践に直結する研究テーマであるため、公的な審議会等で提言をしたり、あるいは直接立法府に対して働きかける等、研究成果を社会に還元することをした。たとえば北海道消費生活審議会の会長として、条例及び規則の改正にあたり、また衆議院の消費者問題に関する特別委員会の地方公聴会において、消費者庁の設置について立法的な提言を行った。

4. 研究成果

(1) それぞれの研究目的について、次のような成果を得た。

(2) まず差止請求権については、やはり商品特性に応じた市場規制のあり方を考えなければならないというのが結論である。なぜなら、事業者と比較し、情報収集や分析能力の点で劣位にあるという消費者の特性がいかなる市場規制を導くかは一様でなく、商品の特性によって変化しうるからである。

たとえば生活に不可欠な消費商品市場の場合、消費者はそのような市場に接近せざるを得ず、また個々の商品につき十分な情報収集を期待することは現実的でないから、事業者側に消費者に対して情報を提供する義務が課され、さらに流通させられるべき商品は安全なものでなければならないという要請が強く働く。

他方、たとえば当該商品の危険性に鑑み、購入に特別な資格を要する等の規制のある専門商品市場の場合、求められているのは「消費者に対する説明」ではなく、「一般消費者を市場から排除すること」である。つまり、「使い方を十分に説明してから売る」のではなく、「そもそも売らない」という方法である。

これに対して、投資用商品市場はこの中間に位置し、危険性ある商品ゆえ、積極的に市場参加させることはせず（不招請勧誘）、参加してきた者についても資産面での資格を審査する（適合性の原則）という方策が採られている。また消費者がこの市場に進んで参加する場合、自身で情報を収集し分析せよと求めることも理論的にはありうるが、それでは市場参加の敷居が高くなり、市場に資金が流入しなくなるので、事業者に一定程度の説明義務が課される。つまり、事業者の消費者に対する説明義務は、消費用商品と投資用商品とでは背景原理が異なっているのである。

ところで、消費者契約法の改正によって導入された差止請求は、不当勧誘行為や不当条項の使用を対象としており、これはいずれの市場にも等しく妥当する。しかし、上記のとおり、市場ごとに商品特性に応じた規制のあり方があるのであるから、この規制は「最低ライン」を確保するものに過ぎず、さらに商品ごとに規制の上積みが要求され、また説明義務の場合は差止請求でなく、積極的な作為命令の方が適合的であることになる。

(3) 次に損害賠償（金銭的給付請求）については、次のように言うことができる。

まず被害者たる消費者が損害賠償請求権を持つのは当然であり、消費者団体が被害消費者の取りまとめ役をする場合も、基本的には従前の損害賠償請求の延長線上にある。

また消費者団体の損害賠償についても、それが当該商品の商品テスト等に要した費用の賠償であるなら、これもこの範囲においては従前の損害賠償の範疇で捉えることが可能である。

これに対して、被害者の意思を付度することなく、違反事業者の不当な利得を国庫に納めさせたり、名目的損害賠償を認めたり、懲罰的損害賠償を課したりする法制度は、従前の損害賠償の枠内では捉え切れない面がある。そのため、金銭的給付請求の機能としては、以下の4つが考えられるように思われる。

①損害の填補：通常損害賠償。

②不当な利得の吐き出し：たとえば不当な

利得の国庫への納付制度。

③金銭的負担による行動の制御：課徴金制度、罰金、懲罰的損害賠償。

④金銭的負担以外の手段による行動の制御：名目的損害賠償（＝違反者という名指し）。

そして、①は通常不法行為法によって、④は行政処分（違反業者の氏名公表）等によって担われるべき問題であるが、②と③については、両者の機能の違いを明確に認識したうえ（従前、②と③は意識的に区別されることが少なかった）、立法的な措置が必要であるというのが本研究の結論である。

(4) 最後に規制の主体、すなわち、消費者団体と消費者個人との関係については、次のように整理することができる。

まず差止めにしても損害賠償にしても、従前の理解では権利ないし利益の帰属主体が請求権者とされていたため、被害者となりうる消費者個人には請求の主体としての適格性が認められるが、消費者団体にはこの資格が疑われ、その結果、消費者契約法の改正では、「消費者全体の利益を守るため、消費者団体に訴権を与える」という、利益の帰属主体と請求権行使の主体を分離する形で立法的に解決が図られた。残るは、消費者団体による損害賠償請求であるが、これは上記(2)で示したとおりである。

これに対し、消費者個人について言うなら、当該個人の利益を守るための法的措置が認められること、逆に損害を受けていない消費者が損害填補を求めることができないことは当然であるが、特に差止請求にあっては、たとえば不当表示の場合、それに気づいた消費者は被害を受けないであろうが、現実には気づいた者のみが差止請求を提起しうる以上、そのような消費者に差止請求権を与えるかが問題となる。しかし、そのような請求権は認めるべきでないというのが本研究の結論である。なぜなら、これでは消費者が不正な利益を得る目的で訴訟を提起するという「制度の濫用」を免れることができず、また消費者の自発的活動を市場規制に活かす方法としては、訴訟の他にも、行政庁や消費者団体に対する通報という別の手段もあるからである。つまり、後者の手段の方が「制度の濫用」の危険性が少なく、また消費者の能動的で積極的な行動を活用するという点では、訴訟という方法と比べても遜色ないから、訴訟以外の方途を拡充する方策が採られるべきである、というのが本研究の結論である（た

とえば行政不服審査法の改正等)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線。)

[雑誌論文] (計 17 件)

- ① 池田清治、消費者法の独自性と実効性、新世代法政策学研究、査読有、2 号、2009、105-117 頁。
- ② 池田清治、消費者庁および消費者委員会の設置の意義と経緯—消費者行政の変遷と各国の動向—、現代消費者法、査読無、5 号、2009、4-12 頁。
- ③ 池田清治、契約交渉破棄における責任中田裕康 (他編)『民法判例百選Ⅱ債権 [第 6 版]』、査読無、2009、8-9 頁。
- ④ 池田清治ほか、第 171 回国会 衆議院 消費者問題に関する特別委員会議録第 12 号 (その 2)、査読無、2009、1-15 頁。(同委員会の地方公聴会における意見陳述人の一人として、消費者庁関連 3 法案に関する報告及び意見陳述をし、その後、質疑を行った。)
- ⑤ 池田清治、民法入門、法学セミナー、査読無、652 号、2009、17-19 頁。
- ⑥ 池田清治、債務不履行：契約交渉の一方的破棄、千葉恵美子 (他編)『Law Practice 民法Ⅱ (債権編)』、査読無、2009、19-23 頁。
- ⑦ 池田清治、特定商取引における消費者と企業、NBL、査読無、872 号、2008、18-19 頁。
- ⑧ 池田清治、民法学から見た制度的契約論、北大法学論集、査読有、59 巻 1 号、2008、104-115 頁。
- ⑨ 池田清治、契約締結上の過失の規定をどう考えるか、椿寿夫 (他編)『民法改正を考える』、査読無、2008、212-214 頁。
- ⑩ 池田清治、ゲーム機を順次販売する連鎖的な契約が成立しなかった場合の契約準備段階における信義則上の注意義務違反、椿寿夫 (他編)『私法判例リマックス』、査読無、36 号、2008、30-33 頁。
- ⑪ 池田清治、契約準備段階における信義則上の注意義務違反、民商法雑誌、査読無、137 巻 3 号、2008、85-94 頁。
- ⑫ 池田清治、暫定的合意の効力、江頭憲治郎 (他編)『商法 (総則・商行為) 判例百選 [第 5 版]』、査読無、2008、110-111 頁。
- ⑬ 池田清治、カーボン複写による自筆証書遺言と自書の要件、水野紀子 (他編)『家

族法判例百選 [第 7 版]』、査読無、2008、166-167 頁。

- ⑭ 吉田克己、池田清治ほか、シンポジウム競争秩序と民法、私法、査読無、70 号、2008、4-60 頁。(同シンポジウムにおいて報告者の一人として報告した後、質疑を行った。)
- ⑮ 池田清治、消費者団体の団体訴権、北大法学論集、査読有、57 巻 6 号、2007、106-131 頁。
- ⑯ 池田清治、競争秩序と消費者、NBL、査読無、863 号、2007、73-80 頁。
- ⑰ 池田清治、予約・契約交渉・成立、内田貴 (他編)『民法の争点』、査読無、2007、244-245 頁。

[学会発表] (計 2 件)

- ① 池田清治ほか、第 171 回国会 衆議院 消費者問題に関する特別委員会、2009 年 4 月 6 日、札幌。(同委員会の地方公聴会における意見陳述人の一人として、消費者庁関連 3 法案に関する報告及び意見陳述をし、その後、質疑を行った。)
- ② 池田清治、競争秩序と消費者、日本私法学会、2007 年 10 月 6 日、東京。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田 清治 (IKEDA SEIJI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20212772

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし